

退職のとき、社会保険料は



いつもお世話になっております。

2014年最初の月も終アに近づいてまいりましたか、お仕事11順調に進行してらっしゃいますでしょうか。

今年もあという間に終わってまいどう〜^も 気を付けたい! ぞあ...

とこそ、今回は『退職日と社会保険料の関係』について取り上げます。

原則

- ① 退職日の翌日に資格を喪失
- ② 喪失日を含ま月の前月(暦月)までは保険料がかかる
- ③ 保険料のかかる月の翌月(暦月)に支払日のある給与から控除
* 会社の給与締切日とは関係ありません。

例1) A社の社員のBさんが 1/15 に退職する場合。

→ A社が系内めるBさんの社会保険料は 12月分までとなります

1月に支払日のある給与から控除

例2) A社の社員のCさんが 1/31 に退職する場合。

→ A社が系内めるCさんの社会保険料は 1月分までとなります

2月に支払日のある給与から控除

と月の末日まで加入されていた社会保険にて 保険料を支払う必要が
ありますので、保険料の控除漏れ一高控除策を起さないよう、ご参考
になさってください。

(例1)の場合、Bさんの1月分の保険料は退職後加入された
社会保険で支払うこととなります。)

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。